

計画作成年度	令和3年度
計画主体	小田原市

小田原市鳥獣被害防止計画

< 連絡先 >

担当部署名 経済部農政課（代表）
環境部環境保護課

所在地 〒250-8555
小田原市荻窪300番地

電話番号 0465-33-1494（農政課）
0465-33-1481（環境保護課）

FAX番号 0465-33-1286（代表番号）

メールアドレス nosei@city.odawara.kanagawa.jp
hogo@city.odawara.kanagawa.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	第二種特定鳥獣（イノシシ・ニホンザル・ニホンジカ） 小動物（アナグマ・アライグマ・タヌキ・ハクビシン） 鳥類（カラス・ヒヨドリ等）
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	小田原市内全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和2年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	面積(ha)	被害額（千円）
イノシシ	野菜 イモ類 果樹 工芸農作物	2.39	8,300
ニホンザル		0.04	168
ニホンジカ		0.03	153
小動物		1.01	4,634
鳥類		0.02	74

(2) 被害の傾向

<p>○イノシシ 年間を通じて、農作物や耕地の掘り起こし等の農業被害のほか、住宅地にも出没しており、人身被害の恐れもある。</p> <p>○ニホンザル 年間を通じて、果樹・野菜類への農作物被害のみならず、人家侵入や威嚇など人身被害も発生している。</p> <p>○ニホンジカ 生息頭数は急激に増加していると推定され、スギ、ヒノキの植栽木や下層植生への食害、樹皮剥ぎなど、森林の生態系に大きな影響を与えている。</p> <p>○小動物（アナグマ・アライグマ・タヌキ・ハクビシン） 市内各地に生息し、果物や野菜等の農作物被害が発生している。獣種によっては屋根裏などに侵入する場合もあり、糞尿被害や家庭菜園の食害も発生している。</p> <p>○鳥類（カラス・ヒヨドリ） 市内各地に群生しており、収穫時期の柑橘類・野菜を中心に被害が発生している。</p>
--

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和2年度）		目標値（令和6年度）	
	被害面積(ha)	被害額（千円）	被害面積(ha)	被害額（千円）
イノシシ	2.39	8,300	2.27	7,885
ニホンザル	0.04	168	0.02	84
ニホンジカ	0.03	153	0.03	145
小動物	1.01	4,634	0.96	4,402
鳥類	0.02	74	0.02	70
合計	3.49	13,329	3.30	12,586

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	獣種	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> ・年間を通じたわなによる捕獲や時期を限定した銃器による捕獲の実施。 ・わな猟免許の取得や捕獲活動経費等への支援。 	<ul style="list-style-type: none"> ・豚熱（CSF）による防疫措置のため、大変な労力がかかっており、負担軽減への支援が必要。
	ニホンザル	<ul style="list-style-type: none"> ・県の管理計画に基づく捕獲の実施や、県猟友会小田原支部へ追払いを委託し、365日体制で、監視・追払いを実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・人を恐れなくなっており、煙火や電動ガンでの追払いの効果が薄れている。
	ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> ・県の管理計画に基づくわなや銃器による管理捕獲、造林地への植生保護柵の設置を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地に比べて捕獲作業が困難な森林内での捕獲の推進が必要。
	小動物 (アナグマ・アライグマ・タヌキ・ハクビシン)	<ul style="list-style-type: none"> ・市やJAが箱わなを貸し出し、捕獲を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生息域の把握が必要。

	鳥類 (カラス・ヒヨドリ)	・鳥獣被害対策実施隊員が、2月～3月に銃器による捕獲を実施。	・住宅街での銃器による駆除が不可能であるため、別手段の構築が必要。
防護柵の設置等に関する取組	共通	・ニホンザル対策のため、箱根ターンパイク沿いに約1.4kmの電気柵を設置している。 ・農業者がメッシュ柵や電気柵を購入する際の支援を実施。	・さらなる取組の推進が必要。

(5) 今後の取組方針

<ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣による農作物の被害軽減を目的に、関係機関と連携し、個体数を減らす「捕獲」と農地への侵入を防ぐ「侵入防止」に関する対策の支援を行う。 ・豚熱（CSF）の感染確認区域内での捕獲については、防疫措置を順守しつつ、継続した捕獲活動への支援を行う。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<ul style="list-style-type: none"> ・基本的には、被害者自らによる捕獲を実施する。 ・イノシシ・ニホンジカについては、わなや銃器による捕獲を中心に行い、捕獲従事者の安全を確保するため、状況に応じて銃器や電気による止めさしを実施する。 ・ニホンザルについては、県の管理計画に基づき、市と猟友会が連携し、群れ捕獲を実施する。 ・小動物（アナグマ・アライグマ・タヌキ・ハクビシン）については、市や鳥獣被害防止対策協議会（事務局：JA）が箱わなを貸し出し、被害者自らによる捕獲を実施する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4 ～ 令和6	共通	<ul style="list-style-type: none"> ・狩猟免許取得の支援 ・有識者による講習会の開催 ・捕獲従事者への捕獲活動経費等の支援 ・ICT技術の研究及び活用

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
○イノシシ	最も被害を及ぼしている獣種であり、捕獲の強化を図っていることから、初年度の捕獲計画数を令和2年度までの過去5年間平均捕獲頭数の約1.1倍とし、さらに毎年度約1.1倍ずつの増加を目標とする。
○ニホンザル	神奈川県ニホンザル管理計画に基づき、毎年度実施計画を定め、管理捕獲（個体数調整、加害個体の捕獲等）を実施する。
○ニホンジカ	神奈川県ニホンジカ管理計画に基づき、毎年度実施計画を定め、管理捕獲を実施する。
○小動物（アライグマを除く）、鳥類	近年の生息状況や被害状況を鑑みて、令和2年度までの過去5年間平均捕獲頭数の約1.1倍を目標とする。
○アライグマ	神奈川県アライグマ防除実施計画に基づき、近年の生息状況や被害状況を鑑みて、令和2年度までの過去5年間平均捕獲頭数の約1.1倍を目標とする。

対象鳥獣	捕獲計画数			
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
イノシシ	479	526	578	
ニホンザル*	(12)	(12)	(12)	
ニホンジカ*	(240)	(240)	(240)	
小動物	アナグマ	15	15	15
	アライグマ	8	8	8
	タヌキ	54	54	54
	ハクビシン	103	103	103
鳥類	442	442	442	

※ニホンザル及びニホンジカの捕獲頭数は、毎年度策定する県の管理事業実施計画に基づき定めるため、目安数とする。

捕獲等の取組内容
○わなによる捕獲 年間を通じた箱わなやくくりわなによる捕獲を実施する。
○銃器による捕獲 ・4月～5月及び9月～10月の各1か月間に、イノシシ・ニホンジカの捕獲を実施する。 ・2月～3月の1か月間に、カラス・ヒヨドリの捕獲を実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
イノシシ・ニホンジカは、効果的な捕獲のためライフル銃を使用する場合がある。

(4) 許可権限委譲事項

該当なし

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ・ ニホンザル・ ニホンジカ・ 小動物	防護柵（メッシュ柵・ 電気柵）の設置	防護柵（メッシュ柵・ 電気柵）の設置	防護柵（メッシュ柵・ 電気柵）の設置

(2) その他被害防止に関する取組

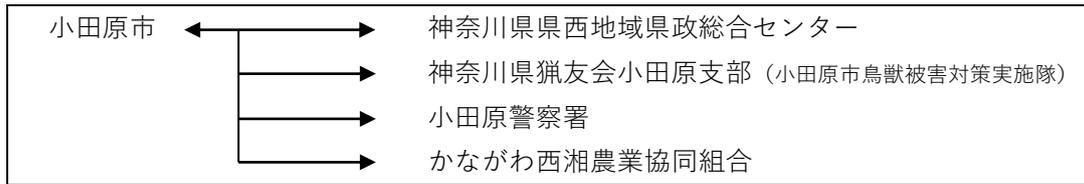
年度	対象鳥獣	取組内容
令和4 ～ 令和6	共通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域獣害防止柵の維持管理 ・ 追払い実施 ・ 追払い物資の提供 ・ 研修会の実施（煙火取扱、わな捕獲）

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
小田原市	関係機関との連絡調整
神奈川県県西地域県政総合センター	情報の共有
神奈川県猟友会小田原支部 (小田原市鳥獣被害対策実施隊)	捕獲の実施
小田原警察署	住民の安全確保
かながわ西湘農業協同組合	農業者への安全確保の連絡

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- イノシシ・ニホンジカ
自家消費や埋設、焼却処分に加え、ジビエ利用も進める。
- ニホンザル
神奈川県ニホンザル管理計画に基づき、麻酔薬投与または銃器による止めさし等の苦痛を与えない方法での殺処分を行う。
- 小動物
安楽殺処分後、焼却処分を行う。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その他有効な利用に関する事項

イノシシについては、豚熱 (CSF) の影響のため中断しているが、地域資源としての有効活用や、捕獲個体の処理の負担軽減を図るため、民間の処理加工施設等によるジビエ利用を推進する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	小田原市鳥獣被害防止対策協議会
--------	-----------------

構成機関の名称	役割
かながわ西湘農業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会の事務局 ・関係機関との連絡調整 ・鳥獣被害対策の支援 ・鳥獣被害対策研修会等の開催
JA組合員等	<ul style="list-style-type: none"> ・地域への周知 ・鳥獣被害対策に関する情報提供 ・鳥獣被害対策の実践
小田原市 〔農政課・環境保護課〕	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害対策に関する全般的な事務 ・関係機関との連絡調整 ・鳥獣被害対策の支援
神奈川県猟友会小田原支部 (鳥獣被害対策実施隊)	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害対策に関する情報提供 ・有害鳥獣捕獲の実施

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
神奈川県環境農政局緑政部 自然環境保全課野生生物グループ	被害状況集計、情報提供
神奈川県環境農政局緑政部自然環境保全課 平塚駐在事務所 (かながわ鳥獣被害対策支援センター)	対策提案、対策指導、技術支援、情報提供
神奈川県西地域県政総合センター 環境部環境調整課	被害状況集計、情報提供
小田原警察署	情報提供等

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成26年4月に小田原市鳥獣被害対策実施隊を設置。構成員は、神奈川県猟友会小田原支部長が推薦する会員。実施隊員数は令和3年10月末現在で23名。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

今後、有害鳥獣による被害の拡大が見られる場合は、協議会の構成機関や関係機関と連携し、構成員の追加や役割の再検討を行い、体制の強化を図る。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

本計画記載事項以外は、関係機関と連携し、効果的な方法等を検討していく。